

福岡県公報

平成23年12月21日
第3343号

目次

告示(第2050号-第2072号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) …………… 1
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 6
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 6
- 生活保護法に基づく指定介護機関の再開の届出 (保護・援護課) …………… 6
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 8
- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除

- 廃川敷地等の発生 (環境保全課) …………… 8
- 廃川敷地等の発生 (河川課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (河川課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9

公 告

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (畜産課) …………… 9
- 技能検定員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) …………… 9

正 誤

- 開発行為に関する工事の完了(平成23年12月福岡県告示第1978号) 中正誤 ……………11

告 示

福岡県告示第2050号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糸島市志摩野北	山田 孝利	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧野北漁業協同組合の地区 (野北加入区)	小型一般漁業
福岡市東区奈多	今林 修一 今林 鹿雄	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧奈多漁業協同組合の地区 (奈多加入区)	小型底びき網漁業、 小型一般漁業及び 小型定置網漁業

福岡県告示第2051号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法54条第4項の規定により公告する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小 川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市立花町北山 (立花地区北山Ⅰ換地区)	平成23年12月15日

福岡県告示第2052号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	筑紫野 筑 穂 線	前	飯塚市山口1161番22先 から 飯塚市山口1122番1先 まで	8.0 ～ 25.0	1,100.0
			後	飯塚市山口1161番22先 から 飯塚市山口1122番1先 まで	8.0 ～ 112.0	1,100.0

福岡県告示第2053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	原 田 上山田 線	前	嘉麻市上546番1先から 嘉麻市上545番1先まで	7.0 ～ 8.0	111.0
			後	嘉麻市上546番1先から 嘉麻市上545番1先まで	7.5 ～ 9.1	111.0

福岡県告示第2054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年12月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
飯 塚	原 田 上山田 線	嘉麻市上546番1先から 嘉麻市上545番1先まで

福岡県告示第2055号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	筑紫野 古 賀 線	前	古賀市青柳783番1先から 古賀市青柳町767番1先まで	25.0 ～ 66.0	840.0
			後	古賀市青柳783番1先から 古賀市青柳町767番1先まで	25.0 ～ 45.0	840.0

福岡県告示第2056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年12月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡	筑紫野 古 賀 線	古賀市青柳783番1先から 古賀市青柳町767番1先まで

福岡県告示第2057号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成23年11月14日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人J-AID JAPAN
 - 代表者の氏名
柏村 卓
 - 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市早良区有田1丁目11番8号
 - 定款に記載された目的

この法人は、東日本大震災の被災者・被災地に対して、放射能汚染被害者の救済、放射能汚染土壌の再生、震災孤児に対する支援、および被災者全体の経済的救済に関する事業を行い、被災地の復興・復旧に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2058号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成23年12月1日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人IT活用地域支援協会
 - 代表者の氏名
大谷 昌美

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区渡辺通1丁目1番1-213号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、不特定多数の市民・団体等を対象に、ITに関する調査・研究・啓蒙・教育・普及支援・出版、IT関連分野における経営・管理・コンサルティング等の活動や、ITを活用するコミュニティビジネス支援活動、地域貢献支援活動等を行い、市民・団体等の経済的課題等の解決を図る社会の実現や、コミュニティの形成を促す等、地域の活性化と発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2059号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年11月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
(変更前)
特定非営利活動法人Snet
(変更後)
特定非営利活動法人cocolon
 - (2) 代表者の氏名
井堀 翔太
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市戸畑区高峰1丁目5番20号
 - (4) 定款に記載された目的
(変更前)

この法人は、他の特定非営利活動法人、ボランティア活動組織及び学生に対して、ボランティア活動組織や学生などとの相互情報交換を支援するとともに、第4条各号に掲げる活動に関する企画及び実施等を行うことで健全でより良い社会福祉活動や地域社会作り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、他の特定非営利活動法人や営利法人、ボランティア活動組織等の団体及び個人に対して、それらの各々との相互情報交換を支援するとともに、第4条各号に掲げる活動に関する企画及び実施等を行うことで健全でより良い社会福祉活動や地域社会作り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2060号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 特約業者の氏名又は名称
有限会社 濱地石油店
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県糸島市前原中央三丁目18番1号
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成23年11月1日

福岡県告示第2061号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年11月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人 AFO
- (2) 代表者の氏名
今村 一宏
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県田川市大字夏吉1258番344メゾン蛭ヶ丘D202
- (4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、障害者に対して、クリーニング業界に係る雇用問題や雇用の拡大を図って行く為に障害者自立支援法に基づいた就労移行支援、就労継続支援A型B型、共同生活援助事業を行う。また社会で生活していく上で様々な情報提供や生活指導、相談を行い個人個人に密着した対応や環境を提供し能力開発訓練事業の諸活動に関する事業を行い、クリーニング業界への雇用の増進と地域の産業、経済の活性化を図るための障害福祉サービスを推進し社会全体の公益に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、障害者及び求職困難者に対して雇用問題や雇用の拡大を図って行く為に無料職業紹介事業を行う。

障害者自立支援法に基づいた就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助事業を行う。

雇用の増進と地域の産業、経済の活性化を図るための職業紹介事業、障害福祉サービスを推進し社会全体の公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2062号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法

という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
春介歯53	白水歯科医院	春日市小倉1丁目97	23・10・1	居管・予居管
う介薬30	にいほる薬局	うきは市吉井町新治363-6	23・10・1	居管・予居管
八女居83	訪問看護ステーション ぱーそなるケア	八女市吉田942-1	23・11・1	訪看・予訪看
直居99	デイサービスおはな直方	直方市大字頓野1535-1	23・11・1	通介
飯居286	デイサービスセンター さくら	飯塚市枝国520	23・11・1	通介・予通介
飯居285	朝日ヘルパーステーション	飯塚市上三緒358-10	23・11・1	訪介・予訪介
田居168	ヘルパーステーション みづき	田川市大字伊田2739	23・11・7	訪介・予訪介
田支62	ケアプランサービス花 みず木	田川市大字奈良198-1	23・11・1	居支
中支20	ケアプランセンター通 谷	中間市通谷1丁目1-20-201	23・10・1	居支
中居60	デイサービスセンター なかまの和	中間市太賀2丁目14-19	23・11・1	通介・予通介
筑紫居59	四季のいずみ訪問介護	筑紫野市岡田1丁目4-1	23・12・1	訪介・予訪介
筑紫居60	四季のいずみデイサー ビス	筑紫野市岡田1丁目4-1	23・12・1	通介・予通介
筑紫支27	四季のいずみケアプラ ンセンター	筑紫野市岡田1丁目4-1	23・12・1	居支
筑紫居58	デイサービスよつ葉	筑紫野市原田7丁目2-7	23・12・1	通介・予通介
春支15	ニチイケアセンター春 日南	春日市春日2丁目22	23・10・1	居支

春居58	春日地域福祉事業所ひまわり	春日市若葉台西4丁目185	23・11・1	訪介・予訪介
像支35	宗像ケアセンターひかり	宗像市自由ヶ丘8丁目17-1	23・11・1	居支
像居66	宗像ヘルパーステーションひかり	宗像市自由ヶ丘8丁目17-1	23・11・1	訪介・予訪介
糸島地居58	デイサービス笑顔の家	糸島市二丈深江1702-15	23・11・1	通介
宮居65	デイサービス友愛	宮若市宮田232-9	23・11・1	通介・予通介
宮支23	ケアプランセンター友愛	宮若市宮田232-9	23・11・1	居支
宮居66	ヘルパーステーション友愛	宮若市宮田232-9	23・11・1	訪介・予訪介
京居110	宮崎デイサービスセンター	築上郡築上町大字東八田814-1	23・12・1	通介・予通介
飯介福6	特別養護老人ホームサン・ふれあい菰田	飯塚市菰田115-2	23・12・1	老福
大野居61	小規模多機能型居宅介護施設さわやか憩いの家大野城中央	大野城市中央2丁目5-19	23・7・1	小居

福岡県告示第2063号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
------	-----	-----	-----	-------

飯支51	かいた苑ケアプランセンター	かいた福祉会介護支援センター飯塚	飯塚市勢田2593-65	23・11・1
------	---------------	------------------	--------------	---------

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
直居32	ヘルパーハーモニー	直方市大字上新入1659-18	直方市大字感田前田1164-3	23・11・2

福岡県告示第2064号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
宮居31	ヘルパーステーションうぐいす	宮若市本城1108	23・10・31
宮支13	ケアプランセンターうぐいす	宮若市本城1104	23・10・31

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
京介100	谷クリニック	京都郡菟田町京町1丁目11-5 マキシム菟田ビル2F	21・11・30

福岡県告示第2065号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（

平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、休止していた指定介護機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	再開年月日
大支57	せいきょうケアプランサービス	大牟田市高砂町16	23・12・1

福岡県告示第2066号

岩屋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
宮本信男	豊前市大字岩屋641番地1
高橋義美	〃 〃 1701番地
五家唯男	〃 〃 374番地
枝光一海	〃 〃 1553番地2
渡邊正雪	〃 〃 278番地
戸丸 洵	〃 大字久路土28番地5
野中清重	〃 大字篠瀬502番地
尾家正士	〃 大字岩屋631番地2
勝本敏幸	〃 大字篠瀬214番地
久恒光弘	〃 〃 260番地
畑 康穂	〃 大字鳥井畑649番地1

2 退任監事

氏名	住所
五家茂美	豊前市大字岩屋334番地1
友松和清	〃 〃 99番地1

3 就任理事

氏名	住所
宮本信男	豊前市大字岩屋641番地1
高橋義美	〃 〃 1701番地
五家陸男	〃 〃 390番地
枝光一海	〃 〃 1553番地2
渡邊正雪	〃 〃 278番地
岩田郁生	〃 大字篠瀬657番地
野中清重	〃 〃 502番地
尾家正士	〃 大字岩屋631番地2
勝本敏幸	〃 大字篠瀬214番地
久恒光弘	〃 〃 260番地
畑 康穂	〃 大字鳥井畑649番地1

4 就任監事

氏名	住所
五家茂美	豊前市大字岩屋334番地1
友松和清	〃 〃 99番地1

福岡県告示第2067号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡芦屋町浜口町1557番1から1557番22まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市東郷6丁目8番13号
株式会社 木村組
代表取締役 木村 良一

福岡県告示第2068号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
中間市岩瀬三丁目605番19、605番21から605番24まで、605番26から605番33及び605番36、並びに道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
遠賀郡水巻町中央7番4号
有限会社 中央測量設計
代表取締役 林 一広

福岡県告示第2069号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の全部について次のとおり指定を解除する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定を解除する要措置区域
春日市須玖北三丁目3番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31

- 条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第2070号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 河川の名称
室見川水系椎原川
- 2 廃川敷地等生じた年月日
平成23年10月28日
- 3 廃川敷地等の位置
福岡市早良区内野6丁目143番1地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
34.06㎡

福岡県告示第2071号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 河川の名称
御笠川
- 廃川敷地等生じた年月日
平成23年11月28日
- 廃川敷地等の位置
福岡市博多区半道橋1丁目446番地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地
346.50㎡

福岡県告示第2072号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字酒殿字矢ノ坪432番5
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東1丁目1番33号
株式会社 天下鯛焼本舗
代表取締役 隅元 均

公 告**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県養鶏振興法施行規則（昭和35年福岡県規則第112号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部畜産課に備え置きます。

平成23年12月21日

福岡県知事 小川 洋

- 意見を募集しなかった理由
今回の改正は、九州地方知事会（政策連合）において取組が行われている各県の申請、届出等の様式の統一化に伴って、記載事項の簡略化や用語の整理を行うものであり、軽微な変更該当するため、福岡県行政手続条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 規則の公布日
平成23年12月21日

公安委員会**福岡県公安委員会告示第343号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成23年12月21日

福岡県公安委員会

- 審査の種類
技能検定員審査
- 審査に係る運転免許の種類
道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。
- 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成24年1月24日（火曜日） 午前9時00分～午後3時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第2ビル 福岡県指定自動車学校協会
平成24年1月25日（水曜日） 午前9時00分～午後5時00分		

平成24年1月30日（月曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	遠賀郡遠賀町大字今古賀新川81番地の5 おんが自動車学校
平成24年1月31日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分		福岡市城南区田島6丁目12番26号 福岡県自動車学校

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許、中型免許	24,700円
普通免許	20,500円
大型二輪、普通二輪、大型特殊及び牽引免許	14,100円
大型第二種、中型第二種及び普通第二種免許	22,450円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成24年1月13日（金曜日）までの（福

岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成24年1月13日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号に該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

正 誤

発 行 年月日	公 報 番 号	種 類	同上番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
23・12・7	3337	告 示	1978	13		○	10		志摩津和崎	志摩津若崎